

奈良県工業振興センター研究費の執行に関する行動規範

奈良県工業振興センター（以下「センター」という。）研究費の不正防止対策を推進するための行動規範を定める。

センターの施設又は設備を利用して研究に携わるセンターの職員又は研究支援に従事するセンターの職員（以下「研究者等」という。）は職種にかかわらず、研究費の執行に関する社会に対する説明責任があることを十分に自覚して、その透明性の確保に努めなければならない。研究者等は、次に掲げる事項に留意し適正な業務遂行に努めなければならない。

1. 研究者等は、研究費がセンターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、研究費の使用に当たり、関係する法令及び各種規程を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

附 則

この基本方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。